# (図解) 路外駐車場の技術的基準



富士市 都市計画課

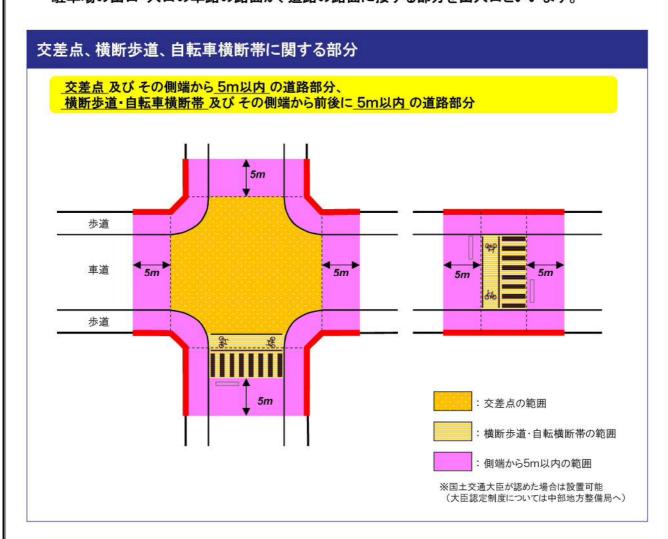
[ 平成30年3月作成]

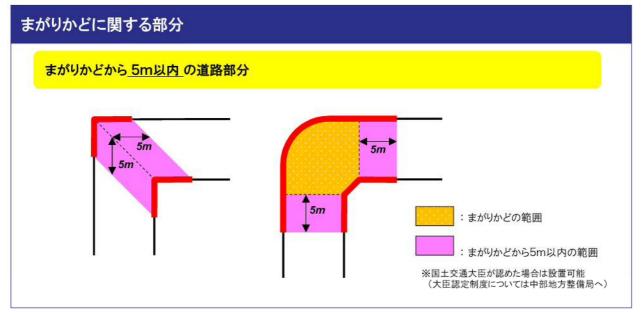
最新改訂:平成31年1月

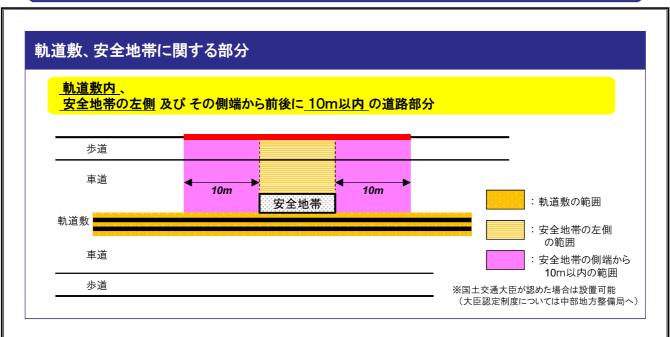
# 目 次

1	出口及び入口に関する基準 (1) 出入口を設置することができない箇所	
	● 交差点、横断歩道、自転車横断帯に関する部分	- 1 -
	● まがりかどに関する部分	- 1 -
	● 軌道敷、安全地帯に関する部分	- 2 -
	● 乗合自動車の停留所等に関する部分	- 2 -
	● 踏切に関する部分	- 2 -
	● 横断歩道橋の昇降口に関する部分	- 3 -
	● 幼稚園、小学校等の施設の出入口に関する部分	- 3 -
	● 前面道路の幅員に関する部分	- 4 -
	● 坂、トンネル、橋等に関する部分	- 4 -
	(2) 出入口を設置する位置、構造	
	● 前面道路が2以上ある場合の出入口の位置	- 5 -
	● 駐車面積が6,000㎡以上ある場合の出入口の構造(出口と入口の分離)	- 5 -
	● 自動車の回転を容易にするための出入口の構造(隅切りの設置)	- 6 -
	● 通行者の存在を確認するための出口付近の構造(視距の確保)	- 6 -
_		
2		
	● 車路の幅員	- 7 -
	● 車路の屈曲部の構造(内法半径)【建築物の場合】	- 7 -
	● 車路の傾斜部の構造(縦断勾配)【建築物の場合】	- 7 -
_		
3	建築物の設備等に関する基準	
	● 車路・駐車部分のはり下の高さ、照明装置の設置	- 8 -
	● 換気装置の設置	- 8 -
	● 警報装置の設置	- 8 -
	● 避難階段の設置	- 9 -
	● 防火構造による区画	- 9 -
	● 特殊装置の大臣認定	- 9 -
4	移動等の円滑化に関する基準	
	(1) 路外駐車場車椅子使用者駐車施設	
	● 駐車施設の幅、位置	- 10 -
	● 駐車施設の表示	- 10 -
	(2) 路外駐車場移動等円滑化経路	
	● 経路を構成する出入口・通路の構造	- 11 -
	● 傾斜路の構造、手すり・踊場の設置	- 11 -

(1) 出入口を設置することができない箇所 赤色の実線の区間には、路外駐車場の出入口を設けることができません。 駐車場の出口・入口の車路の路面が、道路の路面に接する部分を出入口といいます。

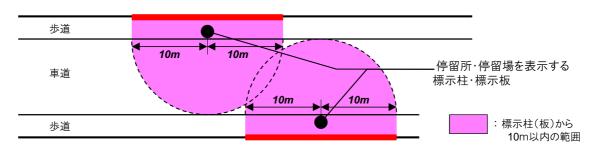






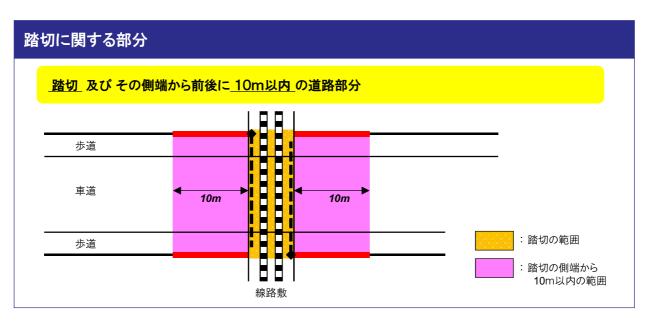
#### 乗合自動車の停留所等に関する部分

乗合自動車の停留所、トロリーバス・路面電車の停留場 を表示する 標示柱・標示板 が設けられている位置から10m以内の道路部分(運行時間中に限る。)



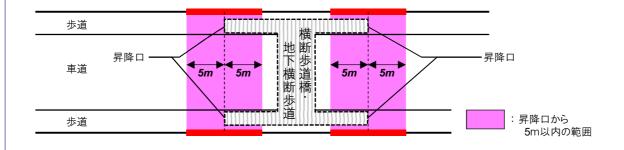
円が反対側に接する場合は、その部分も出入口の設置禁止箇所

※国土交通大臣が認めた場合は設置可能 (大臣認定制度については中部地方整備局へ)



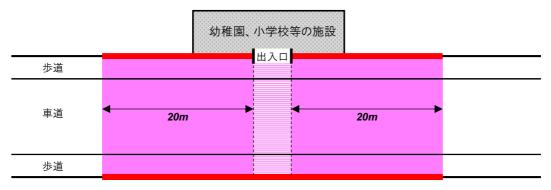
### 横断歩道橋の昇降口に関する部分

#### 横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から 5m以内 の道路部分



#### 幼稚園、小学校等の施設の出入口に関する部分

幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館の出入口から20m以内の道路部分(対象施設の出入口の反対側及びその左右20m以内の道路部分を含む。)

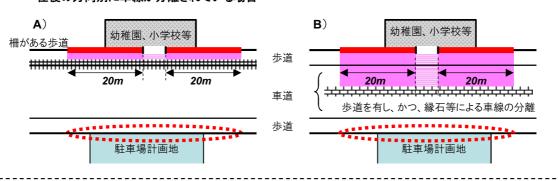


対象施設の出入口の反対側も、出入口の設置禁止箇所



#### 下記の場合は、対象施設の反対側の部分に駐車場出入口を設置することが可能

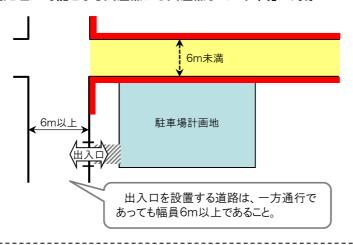
- A) 施設出入口に接する歩道があり、その歩道に柵が設けられている場合
- B) 施設出入口に接する歩道があり、車道部には縁石線・柵・その他これに類する工作物が設けられ、 往復の方向別に車線が分離されている場合



### 前面道路の幅員に関する部分

#### 幅員が 6m未満 の道路

「交通処理が可能となる交差点から交差点までの区間」が対象

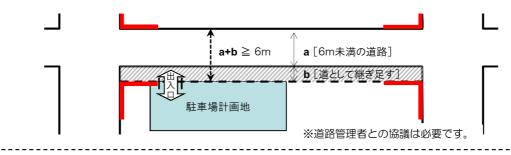


※国土交通大臣が認めた場合は設置可能 (大臣認定制度については中部地方整備局へ)

#### 幅員6m未満の道路に継ぎ足す場合

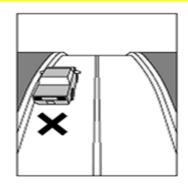
下図のように、道路に接する形で私道等を継ぎ足すことにより6m以上の幅員を確保した場合は、 出入口を設置することが可能

※ 交差点から交差点までの区間について、一般交通の用に供する道路の幅員が6m以上であることが必要



#### 坂、トンネル、橋等に関する部分

坂の頂上付近、勾配の急な坂、トンネル、橋、縦断勾配が10%を超える道路



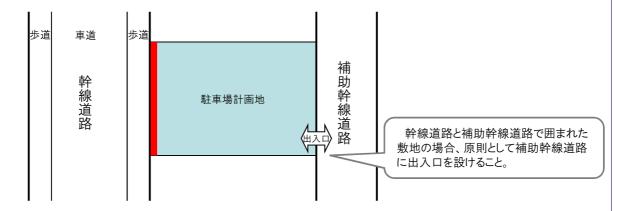


**※トンネル・橋については、国土交通大臣が認めた場合は設置可能** (大臣認定制度については中部地方整備局へ)

### (2) 出入口を設置する位置、構造

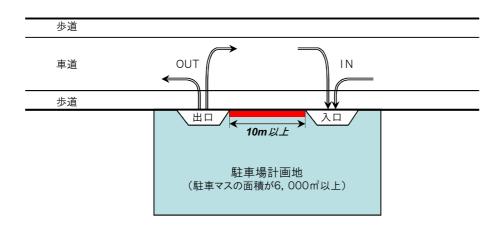
#### 前面道路が2以上ある場合の出入口の位置

自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に出入口を設置 (歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれがあるときや特別な理由があるときを除く。)

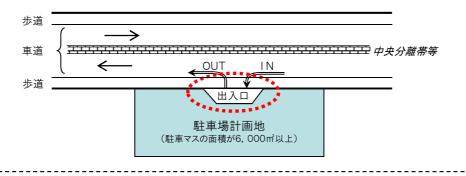


#### 駐車面積が6,000㎡以上ある場合の出入口の構造(出口と入口の分離)

出口と入口を分離し、その間隔は 10m以上 を確保 (前面道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除く。)

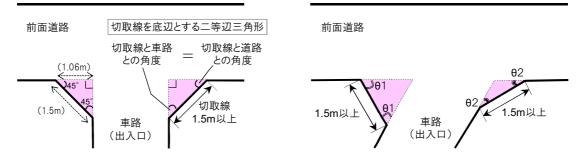


縁石線、柵、その他これに類する工作物によって前面道路の車線が往復の方向別に 分離されている場合は、10m以上の間隔や分離をせずに出入口を設置することが可能



### 自動車の回転を容易にするための出入口の構造(隅切りの設置)

切取線の長さは1.5m以上を確保 隅切りで生じる角度(「切取線と車路との角度」と「切取線と道路との角度」)は同一が原則



出入口の車路が6m未満の場合は、「自動車の回転を容易にするために必要があるとき」に該当頂点の角度が120度以上の場合は、隅切りなしで回転可能

### 通行者の存在を確認するための出口付近の構造(視距の確保)

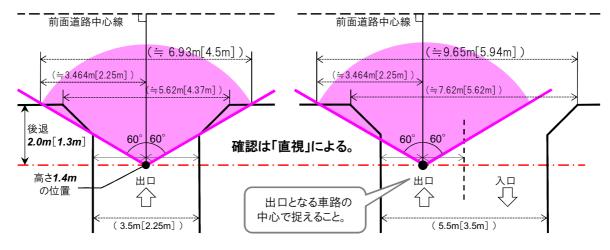
出口から2.0m[1.3m]後退した車路の中心線上1.4mの高さにおいて、前面道路の中心線に 直角に向かって左右それぞれ 60度以上 の範囲内で通行者の存在を確認できる視距を確保

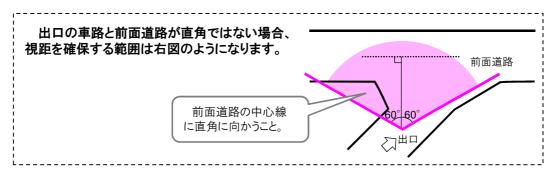
※[]内は、特定自動二輪車専用の場合

特定自動二輪車とは、大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)をいう。

#### 一方通行の車路の場合(最小値)

#### 相互通行の車路の場合(最小値)





### 2 車路に関する基準

### 自動車が円滑かつ安全に走行できる車路の設置が必要です。

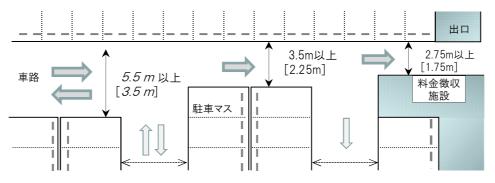
#### 車路の幅員

幅員は 5,5m [3,5m]以上 を確保

(一方通行の場合は、3.5m[2.25m]以上)

(一方通行で、料金徴収施設が設置され、歩行者も通行しない場合は、2.75m[1.75m]以上)

※[]内は、特定自動二輪車専用の場合



※車室に面した車路では車両の後退・転回等が行われるため、歩行者用通路のある 一方通行の車路についても、幅員5.0m以上が望ましい。【駐車場設計・施工指針】

### 車路の屈曲部の構造(内法半径)

#### 【建築物である駐車施設の場合】

屈曲部は 5m [3m]以上 の内法半径を確保 (ターンテーブルを設置している場合を除く。)

#### ※[]内は、特定自動二輪車専用の場合

#### 自動二輪専用駐車場の場合



#### 車路の傾斜部の構造(縦断勾配)

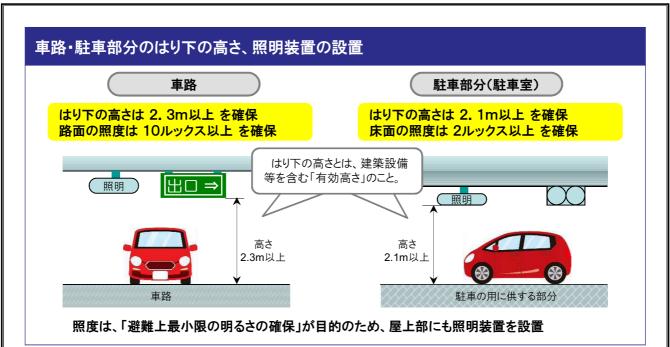
#### 【建築物である駐車施設の場合】

縦断勾配は 17%以下 路面は粗面とし、滑りにくい材料で仕上げること。

傾斜の端部には緩和縦断曲線を設けることが望ましい。



### 3 建築物の設備等に関する基準



#### 換気装置の設置

内部の空気を、床面積1mlにつき毎時14ml以上直接外気と交換する能力のある換気装置を設置 (換気に有効な開口部の面積が、その階の床面積の10分の1以上ある場合を除く。)



床面積とは、「車室のほか、車路やスロープ等の部分を含む面積」をいう。

#### 警報装置の設置

自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設置



立体駐車場から平面駐車場を通過して前面道路へ出庫する駐車施設の場合は、<u>建築物の出入口</u>に警報装置を設置(建築物からの車両の出入を知らせる必要があるため。)

### 3 建築物の設備等に関する基準

#### 避難階段の設置

直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階には、避難階段等を設置

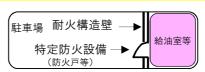


[参考条文] 建築基準法施行令

- •123条1項(屋内に設ける避難階段) 耐火構造壁で囲む、避難階まで直通する 等
- ・123条2項(屋外に設ける避難階段)耐火構造とする、地上まで直通する等

#### 防火設備による区画

火災の危険のある施設を附置する場合は、 耐火構造の壁や特定防火設備で区画



[参考条文] 建築基準法施行令 •112条1項(防火区画)

#### 特殊装置の大臣認定

#### 特殊の装置を設置する場合は、国土交通大臣の認定を受けた装置とすること。

構造・設備が政令で定める技術的基準と同等以上であると大臣が認める特殊装置には、技術的基準を適用しない。 安全機能の認証を受けた特殊装置は、安全機能の基準に適合しているものとみなす。

#### 大臣認定基準

#### 【機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準】

【構造及び設備に関する基準】 (技術的基準と同等)

・装置の方式別の型式認定

【安全機能に関する基準】 (安全性確保のため)

・国土交通大臣認定の性能基準 ・登録認証機関認証の仕様基準

#### 機械式駐車装置の分類と方式

【 駐車部分に該当するもの 】

- ・二段・多段方式(地上式、ピット式、昇降横行式)
- ·垂直循環方式(下部乗入式、中間乗入式、上部乗入式)

【構造及び設備の基準】 (政令で定める技術的基準)

- ·水平循環方式(円形循環式、箱型循環式)
- ·多層循環方式(円形循環式、箱型循環式)

#### 【 駐車部分と車路を組み合わせたもの 】

- ・エレベータ方式(縦式、横式、旋回式) ・エレベータ・スライド方式(縦式、横式)
- ·平面往復方式

#### 【 車路に該当するもの 】

- ・自動車用エレベータ
- ・方向転換装置(ターンテーブル)

#### 【参考】路外駐車場の分類イメージ



#### 建築物ではない駐車施設

広場(平面)式駐車場

機械式駐車装置 (二段・多段方式) ※規模により建築物に該当



自走式駐車施設

道路附属物等 としての駐車場 ※車道と分離した構造

機械式駐車施設

「安全機能の基準」にも適合させること。



自走式立体駐車場

機械式立体駐車場 (垂直循環方式) (エレベータ方式)

自走式地下駐車場

機械式地下駐車場 (水平循環方式)ビル地下など (平面往復方式)道路下など

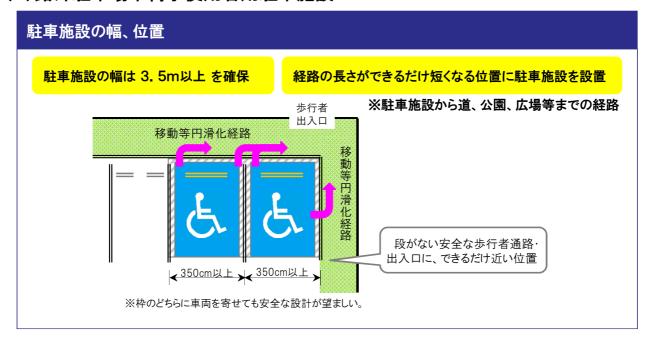
建築物である駐車施設

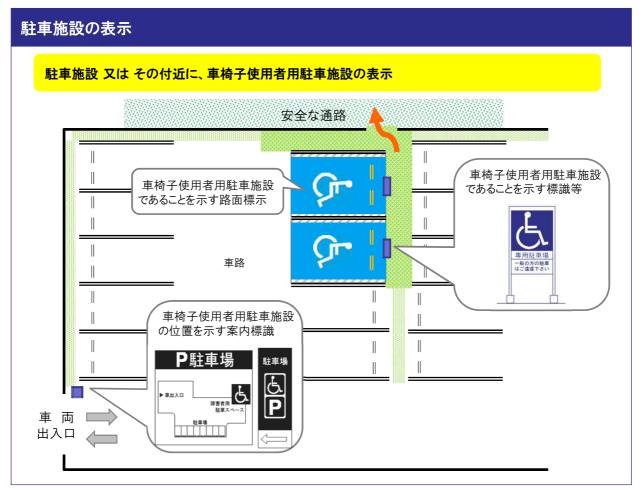
※駐車場法では、道路の<u>走行車線上</u>を「路面(路上)」といい、それ以外の場所に設置する駐車施設は「路外駐車場」に該当します。 道路法の道路附属物としての路上駐車施設等も、駐車場法では「路外駐車場」に含まれます。

### 4 移動等の円滑化に関する基準

車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設の設置が必要です。また、 高齢者・障害者等が円滑に利用することができる経路の設置が必要です。

### (1)路外駐車場車椅子使用者用駐車施設



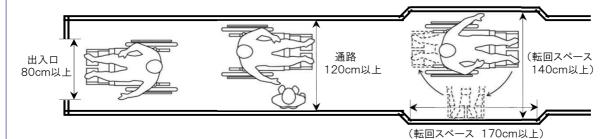


### 4 移動等の円滑化に関する基準

### (2) 路外駐車場移動等円滑化経路

#### 経路を構成する出入口・通路の構造

経路上に段を設けないこと。(傾斜路を併設する場合を除く。) 出入口の幅は 80cm以上、通路の幅は 120cm以上 を確保 通路には、車椅子の転回場所を 50m以内ごとに設置



#### 参考「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」国土交通省

- 【通過に係る寸法】
- 80cm: 車椅子で通過できる 90cm: 車椅子で通過しやすい
- 120cm: 杖使用者が円滑に通過できる
- 【通行に係る寸法】
- 90cm: 車椅子で诵行できる 120cm: 車椅子で涌行しやすい.
- 車椅子が横向きの人とすれ違える 150cm: 車椅子と人がすれ違える
- 180cm: 車椅子同士がすれ違える
- 【 転回・回転に係る寸法 】
- 140cm: 車椅子が転回(180度方向転換)できる
- ※車輪中央を中心とし、前後方向は170cm要する
- 150cm:車椅子が回転できる
  - ※車軸中央を中心とし、前後方向は180cm要する
- 180cm: 車椅子が回転しやすい寸法

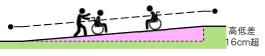
# 傾斜路の構造、手すり・踊場の設置

傾斜路の幅は 120cm以上 を確保 (段に併設する傾斜路の場合は 90cm以上 を確保)

#### 高低差が16cmを超え、75cm以下の場合

勾配は1/12以下 勾配が1/20を超える部分に、手すり設置

【勾配1/12】…最大8.3%(4.7度)



#### 高低差が16cm以下の場合

勾配は1/8以下 勾配が1/12を超える部分に、手すり設置

【勾配1/8】…最大12.5%(7.1度)



【勾配1/20】…最大5.0%(2.8度)



#### 高低差が75cmを超える場合

勾配は1/12以下

勾配が1/20を超える部分に、手すり設置

勾配が1/20を超える場合は、高さ75cm以内ごとに、踏幅が150cm以上の踊場を設置



高低差 75cm超

### 関連法令、参考文献等

- 駐車場法
- 駐車場法施行令
- 駐車場法施行規則
- 機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準(国土交通省告示)
- 機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン(平成26年10月改定 国土交通省)
- 機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドラインの手引き(平成28年 国土交通省)
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則
- 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令 (路外駐車場移動等円滑化基準)
- 道路交通法
- 駐車場法解説 改訂版(発行株式会社ぎょうせい、監修国土交通省都市・地域整備局街路課)
- 全国駐車場施策担当者会議 質問回答集(国土交通省)
- 駐車場設計・施行指針(道路附属物としての駐車場整備)
- 標準駐車場条例